

鉄道事業の廃止の届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

令和元年11月12日付けで東日本旅客鉄道株式会社から提出された鉄道事業の一部を廃止する届出に関し、鉄道事業法第28条の2第2項の規定に基づき、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して下記により意見の聴取を行いますので、お知らせいたします。なお、意見の聴取は公開により行います。

記

1. 意見の聴取の日時

令和2年1月9日（木）13：15～15：15（予定）

2. 意見の聴取の場所

東北運輸局会議室（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎）

3. 意見の聴取実施者

国土交通省東北運輸局鉄道部長 保刈 芳信

4. 意見の陳述者（順不同）

岩手県、宮城県、気仙沼市、南三陸町、東日本旅客鉄道株式会社

5. 公開にあたっての留意事項

- 意見の聴取の会場での報道関係者等のカメラによる取材は頭撮りまでとさせていただきます。
- 一般の方の傍聴も可能ですが、会場の都合上、「先着10名様まで」とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先>

東北運輸局 鉄道部 計画課

TEL：022-791-7526